

月刊 技術会議

www.s.affrc.go.jp

2005年
5月号

No. 47

農林水産省 農林水産技術会議

左上：動物衛生研究所

右上：農業生物資源
研究所
(大わし地区)

中央：つくばリサーチ
ギャラリー

左下：国際農林水産業
研究センター

右下：果樹研究所



筑波農林研究団地
(茨城県つくば市)
の一般公開(4月20日)

巻頭言 褒めること

農林水産技術会議事務局 研究総務官 丸山 清明

研究開発をめぐる 最近の動き

農林水産研究基本計画の推進 < p 3 >

総合科学技術会議の動き < p 3 >

研究プロジェクトの追跡評価 < p 4 >

個人情報取り扱い < p 4 >

麩会長が生研センターを視察 < p 5 >

海外調査報告：溝淵研究調査官 < p 6 >

褒めること

農林水産技術会議事務局 研究総務官
丸山 清明



誰でも叱られるより褒められた方が嬉しい。でも、人をほめることは以外と難しい。研究所にいて、研究者に意欲を出して貰うように、様々な機会に話しかけて褒めるよう努力してきた。しかし、専門分野が自分と異なると、話題にしている研究のレベルやインパクトを十分に理解できず的確に褒められない。それでも無理に褒めるようにしていたが、これがなかなか苦しい。ところが、うまい方法を見つけた。それは、その研究のチャレンジ性を嗅ぎとって、そのことを褒めるのである。これなら、直接微細な研究内容に立ち入る必要がない。それで、このチャレンジ性を褒めるやり方を密かに自分の研究管理技術のアイテムに入れていたのである。

ところが、総合科学技術会議が平成17年3月29日付けで公表した「国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップ結果および大綱的指針の見直し等について」の中の(2)「研究開発評価の今後の課題と改善方向」、①創造への挑戦を励まし結果を問う評価には「評価を行うが却って研究者の挑

戦を防げたり萎縮させる原因になっている面がかなり見受けられることから、今後は成果を問うことだけでなく挑戦を励ます面も重視する」ことがフォローアップの調査の結果指摘された。

このように、はっきりと「挑戦を励ます」と書かれてしまったので、自分の密かな研究管理技術が密かでなくなってしまったようで残念な気持ちであるが、やはりチャレンジ性は重要である。新人研究者の研修や研究所員に挨拶をするときに、いつも金メダル、銀メダル、銅メダルの例を話してきた。「オリンピックではメディアは、銀メダルや銅メダルでも褒め称えてくれるが研究は違う。研究では金メダルのみが価値がある。銀メダルは追試、銅メダルは研究費の無駄遣いという」と語りかけてきた。

現役の研究者の皆さんは果敢にチャレンジしよう。研究管理職はそれを褒めて後押ししよう。チャレンジ性を嗅ぎとれない人はせめて邪魔をしないようにしよう。 ■



つくばリサーチギャラリー農業技術発達資料館では、「お茶の力」をテーマに3月22日にオープンし、来年2月末まで企画展示を行っています。

日本人とお茶は、歴史的にも、文化的にも、切っても切れないほど生活に密着しています。近年は、研究が進みアレルギー症状を軽減するなどお茶の機能性が解明され一層身近に。今回の展示は、お茶の生産から製造にいたる新旧の機具、生産技術等のパネル、新しいお茶製品などを十分ご理解いただけるよう工夫しています。7月30日(土)にリサーチギャラリーで「子ども夏祭り」を開催。同時に、手揉みのお茶作り実演や野点などを実施します。皆様のご来観を心からお待ちしております。

問い合わせ先：(独) 農業・生物系特定産業技術研究機構広報課

電話：029-838-8980、Fax：029-838-8982

交通：常磐線牛久駅から関東鉄道バスで、または東京駅八重洲口より高速バス 筑波山行きで農林団地中央下車



研究開発をめぐる最近の動き

農林水産研究基本計画の推進

研究開発企画官室

新たな農林水産研究基本計画が3月30日の農林水産技術会議において決定したことから、「月刊技術会議4月号」においてその主な内容及び構成について報告いたしました。農林水産技術会議では、今後この研究基本計画に基づいて研究の企画・立案を図り、また、その進行状況等について定期的に点検、評価を行うことにより、研究の効率的推進を図っていくこととしています。

14名の委員によって構成された研究基本計画検討専門委員会において、約1年間にわたって論議を重ねて決定された農林水産研究基本計画ですが、実はこれが出発点であり、今後これをもっていかに効果的に農林水産研究を推進していくかが重要になります。

本研究基本計画では、課題の解決と新たな展開に向けた研究開発として7つの研究領域、未来を切り拓く基礎的・基盤的研究として4つの研究領域を設定し、研究領域ごとに重点領域を明示して研究を進めていくこととしています。優れた研究成果の創出とその実用化を加速するためには、本研究基本計

画に基づくPlan（企画）、Do（実施）、See（評価）ほか、各般の研究施策の充実が不可欠です。企画においては、農林水産技術会議事務局による委託プロジェクト研究の企画・立案、競争的研究資金の研究領域設定等に本研究基本計画を反映させることにより農林水産研究の重点目標の実現に向けた研究の効率的推進を図っていきます。実施面では、独立行政法人の中期目標等、民間研究、地域研究及び国際共同研究の推進等に反映されることにより、オールジャパン体制による農林水産研究の重点目標の実現を目指していきます。評価では、現行の評価手法、評価体制の在り方を見直し、研究基本計画の実施状況及び達成状況を総合的に評価する仕組みを構築するとともに、研究機関の評価、研究開発制度やプロジェクト等の評価を適切に実施していくこととします。

本研究基本計画につきましては、今後、「月刊技術会議」において特集号を組み、農林水産研究の理念、農林水産研究の重点目標及び研究施策等、詳細な内容について紹介する予定です。

総合科学技術会議の動き

技術政策課

4月25日に開催された第45回総合科学技術会議において、「平成18年度科学技術関係予算の改革と充実・強化について」の検討が行われました。

最初に、科学技術政策担当大臣と総合科学技術会議有識者議員による資源配分の方針の策定に向けた考え方の説明がありました。この中で、平成18年度科学技術関係予算については、①優先順位付け（SABC等）の改善、②独立行政法人等の科学技術関係活動の把握・所見とりまとめ、③競争的研究環境整備等の推進、④科学技術連携施策群の本格的推進を行いたい旨の説明がありました。

続いて、各省の大臣から、平成18年度予算の重点事項について説明がありました。島村農林水産大臣からは、次の御発言をいただきました。

1. 3月25日に閣議決定された「食料・農業・農村

基本計画」の実現や、本年2月に発効された「京都市議定書」に基づく地球温暖化対策の推進には研究開発が大変重要である。こうした情勢に対応するため、今後は、先般策定した「農林水産研究基本計画」に基づいて、効率的・効果的に研究を推進したい。

2. 具体的には、

- ① 食料自給率の向上や農産物・食品の輸出促進のため、加工・外食用に適した農産物の開発や、食品の美味しさや機能性を客観的に評価する技術の開発など、生産現場や消費者のニーズに対応した研究開発の強化、
- ② 食の安全や信頼の確保のため、国際的にも認められる食品の安全性評価技術や、食品表示に関する新たな偽装防止技術の開発、
- ③ 地球温暖化防止の観点から、バイオマスエネル

ギー変換システムの実用化や森林・農耕地における炭素循環モデルの開発に取り組んでいきたい。

総合科学技術会議では、これらの考え方を踏まえて、5月開催予定の第46回総合科学技術会議に平成

18年度の資源配分方針(案)を提示し、6月開催予定の第47回総合科学技術会議で決定することとしています。

研究プロジェクトの追跡評価

技術政策課

研究開発について、終了後一定期間を経過した後に、社会・経済的効果を含めた研究開発の効果について追跡評価を行い、研究開発の企画、進行管理等に反映していくことは大変有益です。そのため、農林水産技術会議（評価専門委員会）では、2つの代表的課題を事例として調査・検証を行いました（平成17年3月31日公表）。

実用化をめざした研究である「小麦を主体とする水田畑作物の高品質化及び生産性向上技術の開発（研究期間：平成3年～7年、総事業費：約19億円）」では、小麦品種ホクシン、チクゴイズミなど多数の優良品種が開発され、ホクシンは北海道の作付面積の約9割、チクゴイズミは福岡県の作付面積の約4割を占めるに至っています（いずれも平成14年度）。これらの開発品種の普及等による経済的効果は8年間の累計で約1,700億円にのぼると試算されました。

基礎的・基盤的研究である「昆虫の機能利用と資源化に関する基礎研究（研究期間：平成5年～11年、総事業費：約7億円）」では、昆虫細胞への遺伝子導入用ベクター、カイコのマリナー様トランスポゾンのクローニングと構造決定などの成果がありました。本研究による基礎技術の開発により、世界で初めてカイコの絹糸中に生理活性タンパク質を産出する技術が確立され、本研究で得られた成果の約6割が後継の研究開発へ貢献していることが確認されました。

本検証結果を踏まえ、今後の研究開発の企画等に関して、具体的かつ定量的に判断できる研究目的を可能な限り明示すること等の改善すべき方向が指摘されました。なお、本評価結果の詳細については農林水産技術会議ホームページに掲載しております。

個人情報の取扱いに関心を！ （4／1～個人情報保護法施行）

技術情報室

本年4月1日付で、個人情報保護法が全面施行されました。ひと口に個人情報保護法と言っていますが、官民を通じた個人情報保護の基本理念等を定めると共に、民間事業者の遵守すべき義務等を定めた「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、行政機関の遵守すべき義務等を定めた「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）、独立行政法人の遵守すべき義務等を定めた「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）の3つの法律があります。これらの中では、1. 利用目的を明確にした上で個人情報を保有すること（つま

り、必要な個人情報は保有しても良いが、必要のない個人情報は保有しないようにすること）、2. 利用目的（広く一般に公表するためのものから、担当者以外には秘密にすべきものまで、様々な利用目的が考えられます）に添った利用をすること、3. 本人から直接書面で個人情報を取得する時はその利用目的を相手に示すこと、4. 保有している個人情報の内容に間違いがないように努めること、5. 漏えい防止等の安全対策を取ること、6. 本人からの開示請求等に応じること、等が定められています。皆さんも、個人情報の取扱いに注意と関心を持つようになしてください。